

答申書

平成 28 年 10 月 31 日

いちき串木野市長 田 畑 誠 一 殿

いちき串木野市総合計画審議会
会 長 池之上 國義



いちき串木野市第 2 次総合計画基本構想（案）について（答申）

平成 28 年 8 月 4 日付い申政第 330 号で諮問のあったいちき串木野市第 2 次総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、下記のとおり概ね妥当であると認めましたので、ここに答申いたします。

なお、審議過程において出された主な意見・要望等を別紙のとおり付しますので、基本構想の策定にあたっては、これらの意見を十分に尊重するとともに、計画に掲げた施策の実現に最大限の努力をされるよう要望します。

記

第 1 編 総 論

第 1 章 計画策定の趣旨等

第 1 節 計画策定の趣旨

原案了承

第 2 節 計画の呼称、期間及び区域

原案了承

第 3 節 計画の性格及び役割

原案了承

第 4 節 計画の構成

原案了承

■ 審議会

第2章 いちき串木野市の特性

1. 海・山・温泉などの豊かな自然
原案了承
2. 積み重ねられた歴史と文化
原案了承
3. 東シナ海及び中国・東南アジアに開かれた地理的特性
・中国・東南アジアについては「韓国」を含む表現に改めるべきであり、以降、同様の箇所についても考慮すること。
4. 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産
原案了承

第3章 時代の潮流と本市の現状

第1節 時代の潮流

原案了承

第2節 本市の現状

原案了承

第2編 基本構想

第1章 いちき串木野市の基本理念

第1節 基本理念

原案了承

第2節 将来都市像

原案了承

第3節 基本方針

原案了承

第2章 施策の大綱

(前文)

第1節 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

(前文)

原案了承

1. コミュニティ

(前文)

・行政側も地域行事等に積極的に参加する旨の表現を追加記載すべきである。

1) 市民参画と協働の推進

原案了承



2) 市民自治活動の充実

原案了承

3) 広報・広聴

原案了承

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

原案了承

2. 行財政

(前文)

原案了承

1) 効率的・効果的な行政の運営

原案了承

2) 健全な財政の運営

・「市町村合併に対する支援措置が縮減する」という表現は、「市町村合併に対する支援措置等が縮減する」とし、それ以外の支援も含む表現に改めるべきである。

3) 広域行政の推進

原案了承

第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

(前文)

原案了承

1. 生活環境

(前文)

原案了承

1) 環境の保全

原案了承

2) ごみ処理の充実

原案了承

3) 水道の安定供給

原案了承

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

原案了承

5) 住環境の整備

原案了承

6) 火葬場・墓地の適正な管理

・「墓地については、環境整備を進める」という表現は、「墓地については、市民の需要を踏まえた環境整備を進める」に改めるべきである。

■ 審議会

- 7) 消防・防災体制の充実・強化
原案了承
- 8) 交通安全の充実
原案了承
- 9) 防犯対策の強化
原案了承
- 10) 消費生活の充実
原案了承
- 11) エネルギー対策の推進
原案了承
- 2. 保健・医療・福祉
(前文)
原案了承
- 1) 健康づくりの推進
原案了承
- 2) 地域医療体制の充実
原案了承
- 3) 子育て支援体制の充実
原案了承
- 4) 高齢者福祉の充実
原案了承
- 5) 社会保障の充実
原案了承
- 6) 障がい者（児）福祉の充実
原案了承
- 7) 母子父子福祉の充実
原案了承
- 8) 地域福祉の推進
原案了承
- 9) 生活困窮者の自立支援等の充実
原案了承
- 3. 教育文化
(前文)
原案了承
- 1) 生涯学習の充実
原案了承

2) 学校教育の充実

原案了承

3) 社会教育の充実

原案了承

4) 地域文化の保存・継承

原案了承

5) スポーツの充実

・観音ヶ池の周辺整備の計画があることから、観音ヶ池の運動場の利用促進についても記載すべきである。

6) 国際交流の充実

・国際交流の充実の「2世3世等新世代との連携」は、「出身者の2世3世等との連携」と改めるべきである。

第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

(前文)

原案了承

1. 産業経済

(前文)

原案了承

1) 農業の振興

原案了承

2) 林業の振興

原案了承

3) 水産業の振興

原案了承

4) 製造業の振興

原案了承

5) 企業誘致

原案了承

6) 商業・サービス業の振興

原案了承

7) 観光の振興

原案了承

8) 食のまちづくりの推進

原案了承

9) コミュニティビジネスの振興

原案了承

■ 審議会

10) 海外との経済交流

原案了承

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

(前文)

原案了承

1. 社会基盤

(前文)

原案了承

1) 道路・交通網の整備

原案了承

2) 港湾機能の充実

原案了承

3) 海岸・河川の整備

原案了承

4) 公園・緑地の整備

原案了承

5) 住宅の充実

原案了承

6) 市街地の整備

原案了承

7) 都市景観の形成

原案了承

8) 情報通信基盤の整備

原案了承

第3章 市域の構成イメージ

(前文)

第1節 ゾーン別振興方向

1. 都市形成ゾーン

・「商店街において駐車場不足が深刻な問題」の「深刻な」の表現は、現状と異なるため改めるべきである。

2. 農と住の調和ゾーン

原案了承

3. 癒しの森ゾーン

原案了承

4. 海洋活力ゾーン

- ・「資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており」は、現在は漁獲が減少しているため表現を改めるべきである。

第2節 交流・連携軸

(前文)

- ・都市構造概念図に本市の3つのJR駅も載せるべきである。

1. 地区拠点の設置

原案了承

2. 地域連携軸の設定

原案了承

3. 広域交流軸の設定

原案了承

第4章 重点プログラム

- ・重点プログラムに教育に関する記述を追加すべきであり、審議会の案を下記のとおりとする。

ひとつづくり推進プログラム

まちづくりは「ひとつづくり」です。中でも、若い世代を中心とした人材育成は、本市の更なる飛躍と発展の原動力となります。

特色ある教育の実施と安全で安心して学習できる環境の充実により児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」と「健やかな体」を育みます。

また、健やかに安心して子育てができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により子どもを産み育てる環境の充実を図ります。

さらに、本市の特色を生かした教育の推進を図るとともに、地域の高校活性化や国際交流、リーダー育成の取組などを通じ、次代を担う「ひとつづくり」を進めます。

第1節 食のまちプログラム

- ・食のまちづくり条例についても記載すべきである。

第2節 環境維新プログラム

原案了承

第3節 国際化推進プログラム

原案了承

■ 審議会

いちき串木野市総合計画審議会の
審議過程で出された意見・要望等

平成 28 年 10 月 31 日
いちき串木野市総合計画審議会

【第 2 編 第 2 章】

(第 1 節 2. 行財政)

- ・指定管理については、財政運営の効率化だけでなく、市民目線に立ち住民サービスの利便性を考えた行政運営を行っていただきたい。

(第 2 節 1. 生活環境)

- ・利用者がほとんどいない公園においても指定管理者によって維持管理がなされているが、公園利用の実態把握は行っているか。また、財政運営を圧迫している要因となっていないか。
- ・一人暮らし世帯の増加や今後の高齢化を考えると、墓地の維持管理は難しくなる状況が予想される。市営墓地の在り方について環境整備だけで良いのか検討すべきである。
- ・近年、防災への備え、災害への不安といった防災についての市民の意識が高まっている。基本構想においても特出し、1 節として記載できないか。
- ・原子力防災対策について、風評被害の問題もあるので、情報提供を充分して欲しい。
- ・防犯対策として、防犯カメラの設置を検討していただきたい。

(第 2 節 2. 保健・医療・福祉)

- ・子どもを安心して産み育てられる環境には、父親の子育てへの参画、父親への学習・教育が重要であるため、そのような表現を記載できないか。
- ・子どもの貧困について、今後の支援の在り方について検討すべきである。

(第 2 節 3. 教育文化)

- ・「1) 生涯学習の充実」と「3) 社会教育の充実」は 1 項目として記載してはどうか。
- ・学校施設の整備について、空調設備の充実を図って欲しい。
- ・自分達が住んでいるまちの歴史について学ぶ機会や場所を提供することは、本市の未来を担う子ども達を育むためには大事なことであり、合併以前からの課題である史料館の設置を検討して欲しい。
- ・生涯学習において、高齢者と子ども達が一体となって活動し、高齢者の持つノウハウや高いスキルを継承する取組を増やすべきである。
- ・本市の文化団体は、市外に行き発表を行うことが多いため、市内で発表する機会を増やすべきである。
- ・高齢者の健康づくりやスポーツ振興の観点から、専用のグラウンドゴルフ場の整備を検討してもらいたい。

(第4節 1. 社会基盤)

- ・市役所周辺、昭和通から海岸線の道路等美しいとはいえない。市役所は市の顔でもあるので、国100選の道路に選ばれるような思い切った整備をして欲しい。
- ・鹿児島川内間が複線化することは定住にもつながることから、JRの複線化については強く要望していただきたい。
- ・農業用水の土地基盤整理が進んでいるが、用水路の実態を把握して将来的には素晴らしい景観になるよう基盤整理を行って欲しい。
- ・市街地以外の山間地域、自然景観のため、緑のマスタープランの策定も検討していただきたい。
- ・公園の中の芝生部分には車イスでは入っていけない為、車イスが通れるスペースを作ってほしい。
- ・障がい者用トイレの便座を温便座へ変えて欲しい。
- ・海鮮まぐろ家や観光案内所は観光客が訪れるので、周辺に小さな公園を設置し休憩できるようにして欲しい。
- ・五反田川の河川敷に桜の植栽や小さな公園を設置して欲しい。
- ・神村学園前駅の東側に駐車場を検討して欲しい。

■ 地区別ヒアリング

地区別ヒアリング実施状況

月日	開催地区名	開催場所
5月26日(木)	湊町地区	市来地域公民館
5月27日(金)	中央地区	中央交流センター
	大原地区	大原交流センター
	川上地区	川上交流センター
5月30日(月)	野平地区	野元公民館
	本浦地区	本浦交流センター
	冠岳地区	冠岳交流センター
	生福地区	生福交流センター
6月1日(水)	上名地区	上名交流センター
	荒川地区	荒川交流センター
	羽島地区	羽島交流センター
	川南地区	川南交流センター
	旭地区	旭交流センター
6月2日(木)	照島地区	照島交流センター
	湊地区	市来地域公民館
6月3日(金)	川北地区	川北交流センター

市議会の議決

いちき串木野市基本構想の議会の議決に関する条例

平成 28 年 9 月 28 日

条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いちき串木野市基本構想(市政の最高理念であり、市の望ましい将来の都市像を描き、その発展方向の基本路線を明らかにするものをいう。以下同じ。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件として定めるものとする。

(議決事件)

第 2 条 議決事件は、いちき串木野市基本構想の策定、変更(軽微なものは除く。)又は廃止とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定されている基本構想については、第2条の規定による議決を受けて策定された基本構想とみなす。

いちき串木野市総合計画基本構想審査特別委員会

1. 設置目的 いちき串木野市総合計画基本構想の審査
2. 設置期間 平成 28 年 12 月 13 日 (火) ~平成 29 年 3 月 31 日 (金)
3. 委員定数 17 人
4. 委員名簿

区分	委員名	区分	委員名
委員長	中 村 敏 彦		
副委員長	濱 田 尚		
委員	松 崎 幹 夫	委員	東 育 代
	福 田 道 代		竹之内 勉
	田 中 和 矢		寺 師 和 男
	平 石 耕 二		下迫田 良 信
	西中間 義 徳		原 口 政 敏
	大六野 一 美		宇 都 耕 平
	楮 山 四 夫		福 田 清 宏
	西別府 治		

5. 審査日 平成 29 年 1 月 30 日 (月)・31 日 (火)

いちき串木野市第2次総合計画

平成29年3月

編集・発行／いちき串木野市役所 政策課

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

TEL 0996-32-3111 (代表) FAX 0996-32-3124

URL <http://www.city.ichikikushikino.lg.jp>

E-mail seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp



いちき串木野市

